

月刊エフアンドパートナーズ VOL.9

【民法改正について】



少しずつ山々が色づいてきましたね。いよいよ食欲の秋、スポーツの秋、読書の秋の到来ですね。

今回は、**民法改正の動き** についてです。

F&Partners 司法書士法人

何故、今、民法改正の動きがあるの？

最近、よく民法改正のニュースを目にしませんか？
現在、研究者を中心として、民法（債権法）改正への動きが活発化しています。
なぜ、民法（債権法）改正なのか、という問いに対する回答は、要約すると、次のように説明されています。

「民法は、制定から110年経過している。その間、経済・社会の大きな変化と、グローバルな取引法の国際的調和への動きがある。この前提条件の質的変化が法典の見直しを要請している。他方、判例が、条文の外に膨大な数の規範群を形成している。そこで基本法典の内容について透明性を高める必要がある。」

簡単に言うと、『今の民法は社会に合致していない。だから今の社会にあった民法を作り直す必要がある。そして国民にとって分かりやすい民法（ルール）を作りなおそう』ということになります。

どんな風になるの？

今は、まだ中間試案という形でしか発表されていませんが、今回の改正では消費者保護に力点を置いた内容になっているようです。
ちなみに法務省は、この民法改正案を早ければ2015年に国会に提出する方針とのこと。もし、この民法改正が実現すれば約120年ぶりの大改正となります。

一般の人にとって影響が大きい改正ポイント 【保証債務（現在検討されている事項の例）】

保証人保護の方策の拡充

1. 保証人の資力に照らして過大な保証を禁止する

ア 一定の場合には裁判所が保証債務の額を減免できる

イ 保証債務の内容が保証人の資産に比して過大な場合には債権者は保証人に（過大な部分の）履行請求ができない

個人保証の禁止について

1次に掲げる保証契約は保証人が主たる債務者の（いわゆる経営者）であるものを除き、無効とする

ア 主たる債務の範囲に金銭等債務が含まれる根保証契約であって保証人が個人であるもの

イ 債務者が事業者である貸金等債務を主たる債務とする保証契約であって保証人が個人であるもの

今後の民法改正の動きがどうなるか要チェックですね♪



お問い合わせフリーダイヤル
平日 9:00~19:00
土日祝 10:00~19:00
0120-356-652

〈京都事務所〉
京都市中京区烏丸通六角下七観音町623番地
第11長谷ビル5F
〈滋賀事務所〉
滋賀県草津市大路1丁目1番1号 エルティ932 1F
〈大阪事務所〉
大阪市中央区内本町1-1-1 OCTビル3F
〈神戸事務所〉
兵庫県神戸市中央区中町通2丁目2-17